

輪島市監査公表第46号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年12月21日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成28年11月29日（火） 上下水道課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成28年度の監査資料（平成28年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成27年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 輪島市の上水道等の監視システムは当市専用として構築されていて機材も大型で旧式化しており、中長期的に見ると維持管理に多大な経費がかかると想定される。これらのシステムを小型で汎用タイプに転換していくことは極めて時機を得たものとする。今後とも、厳しい経営状態が続くと思われるが、老朽化した浄水場、水道管等の施設更新を行い、より安心・安全な水道水の供給に努められたい。
- 今年度から新たに舳倉島簡水の生活基盤近代化事業、鳳至町地内の老朽管更新事業に着手し、継続事業として深見町・白米町地区の未普及地域解消事業を実施することは当該地域にとって有効と思われる。
- 各事業での随意契約については、おおむね適正に契約されていた。本来は競争入札が基本であるため、契約事務を行うにあたっては、予定価格や事業内容等を精査し（地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定）契約締結をしていただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 上下水道使用料及び下水道受益者負担金滞納額について

毎年の課題であるが、なかなか滞納額縮減につながっていない。上下水道の性格上、使用制限をする際には慎重に対応していると思われるが、現在の手段のほか納入相談や自宅訪問を行うなど、根気よく住民に接し、引き続き滞納解消に向けて努めていただきたい。